板橋区地域保健福祉計画「障がい者計画」及び

|  |  |
| --- | --- |
| 令和2年2月19日（水） | 資料5 |
| 令和元年度第3回自立支援協議会 | |

板橋区障がい福祉計画(第６期)・障がい児福祉計画(第２期)の策定について

１　現行計画（平成30年度～令和２年度）について

区市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という）により、厚生労働大臣が定める基本的な指針（以下「基本指針」という）に即して、障がい福祉計画を定めることとされている。

また、現行計画から児童福祉法に基づき、障がい児福祉計画）を定めるものとされ、当区では、両計画（以下「障がい福祉計画等」という）をライフステージに沿った「切れ目のない支援」の観点から、一体的に策定している。

２　次期計画（令和３年度～令和５年度）について

当区の障がい福祉計画等は、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン２０２５」（以下「地域保健福祉計画」）を上位計画としている。

平成30年度改定前の地域保健福祉計画は、区の障がい者福祉の基本方針を定める「障がい者計画」を包含し、障がい福祉計画等は、この実施計画の位置付けとなっていた。

改定後の現地域保健福祉計画が社会福祉法の改正により共通事項を定める上位計画の位置づけとなったことから、次期障がい福祉計画等の改定にあたり、「障がい者計画」を障がい福祉計画等と合わせて策定する。

なお、計画期間については、法定で３年を１期とすることとなっているため、令和３年度から５年度までとする。



３　基本指針について

計画策定の根拠となる基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会の障害者部会により協議されており、３月頃に公表される予定である。

４　策定体制

（１）区内部組織

上位計画である地域保健福祉計画の策定体制を基本とし、推進本部（庁議）、推進本部幹事会（部課長級）、障がい福祉部会（係長級）を設ける。

（２）策定委員会

令和２年度に、学識経験者、保健医療関係者、障がい当事者等、障がい福祉関係機関、区民代表（公募委員）で構成される委員会を設置する。

（３）当事者等の意見の反映

アンケートの他、板橋区地域自立支援協議会への報告、パブリックコメントを実施するとともに、関係団体との意見交換を行い、当事者等の意見を反映する。

５　アンケートについて

計画策定に係るニーズ把握のため、令和元年度内にアンケート調査(約6,000件)を実施する。なお、調査にあたっては、ニーズの推移について確認するため、前回の設問をベースに、全国厚生労働関係部局長会議（1月17日）までの基本指針の方向性及び、区の特性を踏まえて作成し、計画策定に向けた基礎資料とする。

６　策定スケジュール(予定)について

　 令和２年２月　　アンケート調査の実施

　　　　　 ３月頃　厚生労働省による計画に関する基本指針の提示

　　　　　 ６月頃　第１回障害者福祉計画策定委員会

　　　　　 ８月　　骨子案

　　　　　 ９月頃　第２回障害者福祉計画策定委員会

　　　　　 11月　　素案・パブリックコメント実施

　 令和３年１月頃　第３回障害者福祉計画策定委員会

２月　　原案

　　　　　 ３月　　計画策定・公表